

国や東京都の動向について


1 国の動向

国では、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされている新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が令和4年10月14日に閣議決定され、政府が推進すべき自殺対策の指針が示されました。

自殺総合対策大綱では、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに平成27年と比べて30%以上減少させることを目標とすること等が掲げられました。

【平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下】※令和2年：16.4

「自殺総合対策大綱」のポイント



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人～令和元年:20,169人）

○ 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「子ども家庭庁」連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一体となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名譽等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
 ■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

出典 厚生労働省「自殺総合対策大綱」のポイント 一部抜粋

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要 (令和7年6月11日公布)

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

- 1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)**
 - 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
 - こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記
- 2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加**
 - こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所管に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
 - 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)
- 3. 基本的施策の拡充**
 - 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
 - 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
 - 自殺発生回避のための適切な対応に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
 - 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
 - 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)
- 4. 協議会(第4章)**
 - 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対応等の措置の協議を行うこととする旨を規定
- 5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)**
 - 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定
- 6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)**
 - こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

出典 厚生労働省 自殺の動向及び自殺対策基本法の改正について 一部抜粋

こどもの自殺対策推進パッケージ

別添1

令和7年9月11日

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月)や改正自殺対策基本法(令和7年6月公布)を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**運動性を持って取り組まれるべき施策**を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ
- ➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
<ul style="list-style-type: none"> • SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進(文部科学省) • 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内訳】(厚生労働省) • 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知(文部科学省) • 学校における精神保健に関する知識の向上(文部科学省) • 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】(文部科学省) 	<ul style="list-style-type: none"> • 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進(文部科学省) • スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】(文部科学省) • 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置(文部科学省) • 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】(文部科学省) • こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】(文部科学省) 	<ul style="list-style-type: none"> • こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内訳】(厚生労働省) • 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】(文部科学省) • 法定協議会(※)の運営に係るガイドラインの作成(文部科学省) <p>(※) 令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】(再掲) (文部科学省) • 地方自治体及び民間団体によるSMS相談体制の強化、こどもの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【49億円の内訳】(厚生労働省) • 年未年始等における相談・相談相談事業【2.6億円の内訳】(文部科学省) • 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内訳】(文部科学省)

※ ③ は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
【 】は令和8年度概算要求額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

<ul style="list-style-type: none"> • こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】(文部科学省) • 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】(厚生労働省) 	<ul style="list-style-type: none"> • 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂(文部科学省) • 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内訳】(厚生労働省)
---	--

出典 こども家庭庁 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議資料 一部抜粋

2 都の動向

都では、令和4年10月に閣議決定された国の新たな自殺総合対策大綱や都における自殺の現状等を踏まえ、令和5年3月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～(第2次)」を策定しています。(計画期間：令和5年度から令和9年度までの5年間)

東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～(第2次)の概要 (令和5年3月決定)	
<p>第1章 東京都自殺総合対策計画の決定にあたって</p> <p>(1) 東京都における自殺の状況 ・平成29年をピークに都の自殺者数は減少傾向にあったが、令和2年以降、女性や若年者を中心に増加傾向 ・児童、生徒、学生の自殺者数が増加傾向</p> <p>(2) 国の自殺対策 ・平成18年に自殺対策基本法を制定し、自殺総合対策大綱に基づき取組を推進</p> <p>(3) これまでの都の自殺対策の取組と評価 ・東京都自殺総合対策計画等に基づき取組を推進 ・令和元年までに都における自殺者数は1,920人に減少</p> <p>(4) 都における今後の自殺対策の基本的な考え方 ・幅広い分野で生きることの促進要因を増やし、生きることの阻害要因を減らすことを通じて、生きることの包括的な支援として対策を推進 ・以下の6項目を重点項目として位置付け ①自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する ②悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する ③働き盛りの男性が孤独・孤立を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ ④困難を抱える女性への支援を更に充実する ⑤児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ ⑥遺された方への支援を強力に推進する</p> <p>(5) 計画の位置付け 自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県自殺対策計画</p> <p>(6) 計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間</p> <p>(7) 数値目標 <u>平成27年と比較して30%以上減少</u> 自殺者数 2,290人→令和8年までに 1,600人以下 自殺死亡率 17.4→令和8年までに 12.2以下</p>	<p>第2章 都の自殺の現状(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の自殺者数及び自殺死亡率は令和2年、令和3年と前年と比較して増加 ・都の自殺者数の約3分の2を男性、約3分の1を女性が占める ・都における30歳以下の自殺者の割合は、全国の同割合と比較して高くなっている ・都の職業別の自殺者数をみると、「無職者」が最も多く、次いで「被雇用者・勤め人」となっている ・自殺者の自殺未遂歴の状況を見ると、男性は約1割、女性は約3割となっている <p>第3章 都における今後の取組の方向性と施策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域レベルでの実践的な取組への支援を強化する (2) 都民一人ひとりの気付きと見守りを促す (3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ (8) 遺された方への支援を充実する (9) 民間団体との連携を強化する (10) 子供・若者の自殺対策を更に推進する (11) 勤労問題による自殺対策を更に推進する (12) 女性の自殺対策を更に推進する <p>第4章 推進体制</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自殺総合対策東京会議 (2) 関係機関・団体等の役割 (3) 区市町村の役割 (4) 都の役割(東京都地域自殺対策推進センター) (5) 都民の役割

出典 東京都 東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～概要

自殺総合対策計画では、令和8年までに自殺者数及び自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることを計画目標としています。

【自殺死亡率 平成27年：17.4 ⇒ 令和8年：12.2以下】

【自殺者数(人) 平成27年：2,290 ⇒ 令和8年：1,600以下】